

船橋市地域まちづくり活動支援制度要綱運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、船橋市地域まちづくり活動支援制度要綱（以下「要綱」という。）の運用の基準について、規則その他別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用基準において使用する用語の意義は、要綱の例による。

(地域まちづくり計画)

第3条 要綱第4条第1項第1号に規定する「地域まちづくり計画の立案」とは、地域まちづくり活動の成果として地域まちづくり計画を立案することをいう。

(地域まちづくり活動団体の登録)

第4条 要綱第5条第1項に規定する「地域まちづくり活動団体登録申請書（第1号様式）」には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象地域として、自治会、町会等の名称又は地形、地物等により区分されている区域
- (2) 活動の目的として、地域まちづくり計画の立案及び活動の概要
- (3) 活動実績として、組織の設立経緯、これまでの活動内容及び次のうち該当するもの
 - ア 地域まちづくりアドバイザーの派遣状況
 - イ ニュースの発行及びアンケートの配布の状況
 - ウ アンケートを行った場合、賛同した者及び賛同しなかった者の数等
 - エ アンケート以外の意見聴取の方法及びその結果並びに意見の内容及びその意見への対応状況

2 要綱第5条第1項第4号に規定する「会則」には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者、構成員についての定め
- (2) 地域まちづくり活動に関する事項の定め
- (3) 役員その他の定め
- (4) 意思決定の方法に関する定め

3 要綱第5条第1項第5号に規定する「活動の対象となる区域を示す図面」とは、次のいずれにも適合するものとする。

- (1) 地域の境界を地形、地物等により区画設定されている図面であること。

- (2) 地域まちづくり計画の立案に向けて、合意形成などを想定した区域設定であること。
- (3) 自治会、町会等の団体の区域に配慮し、土地利用等に関しては、一体的な区域設定であること。
- (4) 歴史的、文化的又は地理的なつながりに配慮した区域設定であること。

(活動報告)

第5条 要綱第9条に規定する「地域まちづくり活動報告書（第10号様式）」については、第4条第1項第3号に規定する事項のほか、次のうち該当する事項を記載するものとする。

- (1) この要綱による支援として、地域まちづくりアドバイザーの派遣を受けた場合
 - ア 派遣を受けた日及び期間
 - イ 派遣を受けて行った活動内容の概要
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

附 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。